様式第９号（第８条関係）

　　　　指令第　　　号

年　　月　　日

土砂等による土地の埋立て等事業許可（不許可）決定通知書

申請者　住所

　　　　氏名

下妻市長　　　　　　　　　　　　印

　下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第７条の規定により、下記のとおり許可（不許可）したので通知します。

記

１　事業の種類　　　埋立て・盛土・堆積　　事業

２　事業区域　　　下妻市　　　　　　　　　　外　　筆

３　事業区域の面積　　　　　　　　　　　　　　㎡

４　事業の施工期間　　　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

５　条件

（不服申立てに係る教示）

　 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、下妻市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

　　 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内。以下同じ。）に、下妻市を被告として（訴訟において下妻市を代表する者は、下妻市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。